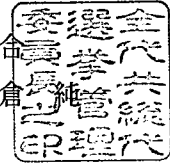


平成26年9月26日
選挙告示第4号

全国運転代行共済協同組合
総代選挙管理委員長 小倉純



選挙告示第1号の訂正等について

平成26年8月21日付選挙告示第1号において、別紙地区別総代定数表記載の基準組合員数に誤りがあることが判明いたしましたので、これを訂正するとともに、事実関係、誤りが判明してから本日までの経緯及び総代選挙管理委員会で決定した再発防止策について、次のとおりお知らせいたします。

なお、正しい基準組合員数に基づき再度定数の計算を行った結果、定数への影響はありませんでした。

記

1 誤りの内容

基準組合員数として集計した数は、純粋な営業区域の都道府県毎の数集計では無く、契約管理システムで基準となる所属管理都道府県毎に集計されていたため、一部の地区において純粋な営業区域の都道府県で集計した場合と差異が発生していたもの。

2 誤りが判明してからの経緯

平成26年9月18日

事務局において職員の相互チェックにより誤りが判明し、事務局長に報告。直ちに事務局長を中心に調査および確認作業を行う。

平成26年9月19日

事務局長より委員長に報告。委員長より事務局長に対して、再発防止とその他の選挙事務における確認の徹底を強く求めることおよび次回9月26日の委員会において改めて事務局から詳細な経緯の報告および再発防止策の案を提出するように指示が行われる。

平成26年9月20日

委員長より各委員に事実関係および次回の委員会においては、事務局からの説明を聴取した上で、委員会として組合員に向け、告示の訂正通知や経緯説明の送付等の行動が必要であるか検討する旨を連絡。

平成26年9月26日

当日開催の総代選挙管理委員会において、事務局長より誤りの内容、発生原因、再発防止策等について詳細な報告が行われ、審議の結果、これを了承するとともに本告示の発出が決定される。

3 誤りの原因

組合員名簿を契約管理システムから抽出し集計する際に、営業区域の都道府県毎の集計数字ではなく、契約管理システムで基準となる所属管理都道府県での集計数字を使用してしまったため。

4 再発防止策

組合員名簿管理については、契約管理システムから情報を抽出した際に契約管理システムでの管理上の都道府県情報は必ず削除し、住所情報の中の都道府県情報を集計キーとする手順書を作成し運用することとする。

5 訂正後の地区別総代定数表

別紙を参照下さい。

6 その他

委員会としては、今回の事務過誤を一步間違えれば選挙の正当性に影響を及ぼしかねないものとして重く受け止め、このような過誤が再び発生しないよう、事務局に改善を強く申し入れるとともに、監督・確認をより一層強化してまいります。

以 上

2014年 地区別総代定数表(修正版)

都道府県	基準組合員数 基準日(2014/1/1)	総代数
北海道	103	3
青森県	68	2
岩手県	40	2
宮城県	107	3
秋田県	101	3
山形県	73	2
福島県	99	3
茨城県	183	4
栃木県	103	3
群馬県	135	3
埼玉県	85	2
千葉県	144	3
東京都	36	2
神奈川県	37	2
新潟県	73	2
富山県	44	2
石川県	41	2
福井県	84	2
山梨県	17	1
長野県	106	3
岐阜県	56	2
静岡県	77	2
愛知県	59	2
三重県	28	1
滋賀県	25	1
京都府	17	1
大阪府	103	3
兵庫県	78	2
奈良県	23	1
和歌山県	96	2
鳥取県	20	1
島根県	10	1
岡山県	21	1
広島県	21	1
山口県	31	1
徳島県	13	1
香川県	16	1
愛媛県	60	2
高知県	37	2
福岡県	166	4
佐賀県	47	2
長崎県	68	2
熊本県	200	4
大分県	27	1
宮崎県	51	2
鹿児島県	149	3
沖縄県	238	5
合計	3,416	100

定款 別表2 都道府県ごとの総代定数の決定方法(第40条関係)

都道府県ごとの定数の決定に際しては、総定数100のうち、まず上記の47都道府県にそれぞれ定数1を割り当てるものとし、残る53の定数を総代選挙実施の年の1月1日現在の組合員数(以下「基準組合員数」という)に基づき、次の通り割り当てるものとする。

- 1)各都道府県ごとに当該都道府県内の基準組合員数に53を乗じた数を当組合の総組合員数で除した数値(以下「総代定数割当基準値」という)を算出し、その総代定数割当基準値の小数点以下を切り捨てた数の定数を割り当てる。
- 2)上記の方法においても割り当てられず、残る定数がある場合については、総代定数割当基準値の小数点以下の数が大きい都道府県から順に、残数が零になるまで割り当てる。
- 3)組合員数が同数の都道府県が存在することにより、定数の配分ができない場合については、基準組合員数と前年1月1日現在の組合員数とを比較した場合の増加率が高い都道府県から順に、割り当てる。
- 4)上記のいずれによっても、定数の配分を決ることができない場合については、理事長がくじで定めるものとする。